

一般財団法人八幡高校奨学会 奨学金給付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人八幡高校奨学会（以下、「本会」という。）の定款第4条の規定に基づき奨学金給付事業を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 本会の奨学金給付事業の対象となる学生は、福岡県立八幡高等学校に在籍する生徒で、修学意欲が高く、学業成績・人物ともに優秀な者とする。生徒にかかる経済的な事情については、奨学生採用にあたっての留意事項とする。

2 他の団体が行う奨学金制度等との併給は可能とする。

(奨学金の種類)

第3条 本会の行う奨学金事業は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、各事業の奨学金の給付額及び奨学生の募集人数は、採用年度の募集要項により定める。

- (1) 修学奨励奨学金は、学習意欲があり、成績優秀あるいは芸術・スポーツ等の分野で高い能力を有する生徒や経済的に厳しい世帯に属する生徒に対し、奨学金を給付することで修学を奨励するもの
- (2) 進学支援奨学金は、大学等への進学を希望する生徒に対し、経済的援助による受験機会（模試を含む）の確保や将来の社会的貢献への意欲喚起等を目的として奨学金を給付し、進学を支援するもの
- (3) 研修支援奨学金は、校外研修への切実な受講希望を持つ生徒に対し、経済的事情により研修参加を断念することのないよう、奨学金を給付することで研修受講を支援するもの

(申請手続き)

第4条 奨学金の受給を志願する者は、採用年度の募集要項に基づき申請書類を本会に提出して申込を行うものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、本会が設置する奨学生審査委員会の選考・審議により決定し、その結果は、本人に通知する。

(奨学金の給付)

第6条 奨学金は、直接本人に振込して給付するものとする。

2 奨学金の給付時期については、採用年度の募集要項に記載するとおりとする。

(成果報告)

第7条 奨学生は、成果報告書を提出しなければならない。

(異動の届出)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を本会に届けなければならない

- (1) 休学、転学、または退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所等を変更したとき

(奨学生の休止)

第 9 条 奨学生が休学し、または長期欠席したときは、奨学生の給付を休止する。

(奨学生の復活)

第 10 条 前条の規定により奨学生の給付を休止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学生の給付を復活することができる。

(奨学生の廃止)

第 11 条 奨学生が次の各号に該当したときは、奨学生の給付を廃止することができる。

- (1) 転学、または退学により、福岡県立八幡高等学校の学籍を失ったとき
 - (2) 学業成績または操行が不良となったとき
 - (3) 奨学生を必要としない理由が生じたとき
 - (4) 採用年度の募集要項に違反する事実があったとき
 - (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- 2 前項各号に該当する場合には、本会は奨学生に対して奨学生の返還請求をすることができる。

(奨学生の辞退)

第 12 条 奨学生は、いつでも奨学生の辞退を申し出ることができる。

(実施細目)

第 13 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。